

8 福薬業発第 1 2 0 号

令和 8 年 6 月 1 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 濱 寛

在宅の医療・介護従事者の安全確保の徹底について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、埼玉県川口市において、訪問現場にて介護支援専門員が被害に遭われるという痛ましい事件が発生したことを受け、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課を通じて、厚生労働省より改めて安全対策に関する注意喚起の通知が届きましたので、別添のとおりお知らせいたします。

また、在宅の医療・介護従事者の不安を少しでも軽減し、安全に業務に従事いただくことを目的として、福岡県が実施している「在宅の医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業」についても再度ご案内いたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人 福岡県歯科医師会長 } 殿
公益社団法人 福岡県薬剤師会長 }

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

在宅の医療・介護従事者の安全確保の徹底について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、埼玉県川口市において、訪問現場にて介護支援専門員が被害に遭われるという痛ましい事件が発生いたしました。これを受け、厚生労働省より改めて安全対策に関する注意喚起の通知が発出されましたので、別添 1 にて共有いたします。

また、在宅の医療・介護従事者の皆様の不安を少しでも軽減し、安全に業務に従事いただくことを目的に県が実施している「在宅の医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業」についても、改めて御案内申し上げます。つきましては、在宅の医療・介護従事者の安心・安全を確保し、継続的で円滑なサービスを提供するため、下記の取組について、貴会所属の関係機関に対し、周知していただきますようお願いいたします。

記

1 送付資料

周知文及び以下（1）～（4）を用いて周知をお願いいたします。

- | | | |
|-----------------------------------------------|-----|------|
| （1）厚生労働省老健局令和 8 年 6 月 3 日付事務連絡 | ・・・ | 別添 1 |
| （2）「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」概要チラシ | ・・・ | 別添 2 |
| （3）「令和 8 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」概要チラシ | ・・・ | 別添 3 |
| （4）「令和 8 年度福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金」概要チラシ | ・・・ | 別添 4 |

2 対象事業所・サービス種類等

（1）「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」

在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

（2）「令和 8 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

(3) 「令和8年度福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金」

公的医療保険を利用する訪問看護、精神科訪問看護、訪問歯科衛生指導又は複数名訪問薬剤管理指導を行う事業所

3 県ホームページについて

補助金や相談窓口の詳細、その他の取組等については、県ホームページをご確認ください。

(1) 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」の詳細について

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html>

福岡県 在宅医療・介護 カスハラ相談

検索



(2) 補助金、その他の取組の詳細について

補助金の詳細や様式その他、「対策マニュアル」や「利用者向けリーフレット」などを掲載していますので、必要に応じて御活用ください。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



福岡県保健医療介護部

高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係

担当：塩田

電話：092-643-3275

e-mail：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

在宅医療関係事業所 各位

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

在宅の医療・介護従事者の安全確保の徹底について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、埼玉県川口市において、訪問現場にて介護支援専門員が被害に遭われるという痛ましい事件が発生いたしました。これを受け、厚生労働省より改めて安全対策に関する注意喚起の通知が発出されましたので、別添 1 にて共有いたします。

また、県では、在宅の医療・介護に従事される職員の皆様の不安を少しでも軽減し、安全に従事いただけるよう、「在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策」を実施しております。

在宅の医療・介護従事者の安心・安全を確保し、継続的で円滑なサービスを提供するため、下記の取組について職員の皆様にお知らせいただくと共に、当該事業を御活用くださいますようお願いいたします。

記

1 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について

在宅医療・在宅介護サービスを円滑で継続的に提供していくため、在宅医療・在宅介護に従事する方やその管理者からの相談に、ハラスメント対応に詳しい相談員が対応します。

対象となる事業所等の詳細は「別添 2. 相談窓口チラシ」を御確認ください。

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」 ☎0120-111-309

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで「怖いな」「困ったな」と思った時、まずはご相談下さい。

・平日9:00～19:00(12/29～1/3除く)

・相談はすべて無料です。また、必要に応じて無料の法律相談も可能です。

・匿名での相談も可能です。

・右の二次元コードもしくは URL から相談できます。 URL: <https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/>



2 令和 8 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金について

訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へ SOS を発信することができる機器等の購入経費等の一部を補助します。

(1) 補助対象事業所

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

(2) 補助要件

「別添 3. 概要チラシ」を御確認ください。

(3) 交付申請

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、県ホームページ（「4 県ホームページについて」参照）に掲載しております。詳しい申請方法や留意事項は、「別添3. 概要チラシ」を御確認ください。

(4) 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月10日（水）

※郵送又は持参により提出。

※申請した日より前に生じた経費については対象外。

3 令和8年度福岡県複数名訪問費用補助金について

複数名での訪問者による訪問介護等において、利用者等の同意を得ることが困難であり介護報酬の加算等が適用できない場合に、その一部を補助します。

(1) 補助対象のサービス種類

公的医療保険を利用する訪問看護、精神科訪問看護、訪問歯科衛生指導又は複数名訪問薬剤管理指導を行う事業所

(2) 補助要件

「別添4. 概要チラシ（診療報酬分）」を御確認ください。

(3) 交付申請

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、県ホームページ（「4 県ホームページについて」参照）に掲載しております。

詳しい申請方法や留意事項は、「別添4. 概要チラシ（診療報酬分）」を御確認ください。

(4) 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月10日（水）

※郵送又は持参により提出。

※申請した日より前の訪問については対象外。

4 県ホームページについて

(1) 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」の詳細について

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html>

福岡県 在宅医療・介護 カスハラ相談

検索



(2) 補助金、その他取組の詳細について

上記補助金の詳細や様式その他、「対策マニュアル」や「利用者向けリーフレット」などを掲載していますので、必要に応じて御活用ください。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係
担当：塩田
電話：092-643-3275
e-mail：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

(写)

事務連絡
令和8年6月3日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について

平素より介護保険行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、埼玉県川口市において、介護支援専門員が利用者宅で危害を加えられ、死亡する事件が発生しました。

本件は現在警察による捜査が進められているところであり、詳細な経緯等は明らかではありませんが、このような事件を未然に防ぐため、介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保を図ることが重要です。

介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保に関する対策について、以下のとおり整理しましたので、各都道府県・市町村におかれては、改めて確認・留意いただき、管内の居宅介護支援事業所等に周知いただくとともに、関係機関と連携の上、必要な対策を積極的に講じていただく等、介護支援専門員の十分な安全確保を図るよう、お願いいたします。併せて、その他の介護従事者についても、引き続き必要な安全確保策が図られるようお願いいたします。

なお、今回の事案を受けて、一般社団法人日本介護支援専門員協会から、別添のとおり声明文が公表されています。厚生労働省としても、同協会を始めとする関係者と連携しつつ、引き続き介護支援専門員等の安全確保に係る取組を推進してまいります。

1. 介護サービス事業者による安全確保

- (1) 利用者や家族等との間で深刻なトラブルになるおそれがある事案に係る安全確保対策については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」等の解釈通知において、介護サービス事業者が講ずることが望ましい措置を明確化しているところ、令和7年6月に成立した「労働施策

の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）」において、カスタマーハラスメントの防止のため、雇用管理上必要な措置がすべての事業主に義務付けられたところです（令和8年10月施行）。

（2）事業主による雇用管理上の措置については、介護事業者向けの対応マニュアル等によりお示ししており（※）、特に、

- ・ 介護事業者がハラスメントに対応するためには、個々の職員で対応するのではなく、組織として必要な体制を構築し、あらかじめリスク要因の把握を行い、ハラスメントの予防や対策に向けた基本方針や具体的な対応について検討すること
- ・ 個々の事業所だけでの対応が困難な場合に備えて、近隣の他の施設等との情報共有の機会を作るために、地域ケア会議での共有、医師等の他職種、保険者、地域包括支援センター、保健所、地域の事業者団体、法律の専門家又は警察等への相談・連携等、日頃から地域の関係者と連携して、相談や地域全体で対応できる体制を築いておくことが重要です。

2. 対策実施のための国による支援

（1）暴力への対応を含め、介護現場でのハラスメント対策を推進するため、厚生労働省において、「地域医療介護総合確保基金」により、自治体が介護従事者等に対して実施する研修や相談窓口の設置等に対する助成を行っています。

（2）また、介護支援専門員の安全確保のため、利用者宅に複数名で訪問する場合の経費（介護支援専門員等の同行訪問による経費）については、令和7年度補正予算（令和8年度に繰越済み）に計上している「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業」の中の「介護支援専門員業務負担軽減支援事業」（地域医療介護総合確保基金の中の「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業」も同様）を活用することが可能です。

※ 利用者又は利用者の家族等からのハラスメントに関しては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」や管理者・職員向けの研修用の手引き、介護現場におけるハラスメント事例集を作成し、厚生労働省HP(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)において周知を行っています。

(別添)

令和8年6月2日

声 明

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴口 里則

令和8年6月1日に発生しました、埼玉県川口市における介護支援専門員の殺害事件について、深い哀悼の意を表します。

亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族及び関係者の皆さまに心よりお悔やみ申し上げます。

本件は現在、警察による捜査が進められており、詳細な経緯や背景については明らかになっておりません。当協会としても、憶測に基づくコメントは差し控え、捜査の進展を注視してまいります。

このような事件はいかなる事情があるとしても、断固として許されるものではありません。国民の福祉の増進のために尽力している専門職として、その善意を踏みにじる行為と言わざるを得ません。私たちは、このような事件に屈することなく、これからも高齢者およびその家族の生活の安寧のために邁進してまいりますことを、ここに宣言いたします。

最後に、今回の事件により不安を抱えている全国の介護支援専門員の皆さまに対し、当協会としても、訪問時の安全確保に関する実務的な支援を強化し、必要な取り組みを進めてまいります。

以上

福岡県在宅医療・介護職員 カスハラ相談センター

相談はすべて
無料です

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで
「怖いな」「困ったな」と思ったとき、
まずご相談ください。



～ハラスメント対応に詳しい相談員が対応いたします～

 **0120-111-309**

平日 9:00～19:00 (12/29～1/3除く)

WEBからもご相談いただけます。(24時間毎日受付)

※右のQRコードもしくはURLから相談できます。

URL : <https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/>



相談できる方

- 県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。)
- 県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
- 県内行政機関の職員

※ 在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、特定施設入居者生活介護(介護予防含む)、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

「ご相談する際の詳細は
裏面をご参照ください。」



相談窓口業務は福岡県(福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課/介護人材確保対策室)からの委託を受けて、ダイヤル・サービス株式会社が実施しています。

次のような行為は「ハラスメント」に該当します。

<精神的暴力>

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

(例)

- ・大声を発する、怒鳴る
- ・特定職員への嫌がらせ
など

<身体的暴力>

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

(例)

- ・コップを投げる
- ・たたく、蹴る、つねる、ひっかく、唾を吐く
など

<セクシャルハラスメント>

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的でないやがらせ行為。

(例)

- ・必要もなく体を触る
- ・ヌード写真やアダルトビデオを見せる
など

ハラスメント対応に困ったときは、

ひとりで抱え込まず「早めに」ご相談ください。

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」では

- ✓ ご相談は匿名でも利用できます。
 - ✓ プライバシーは厳守します。お聞きした内容を無断で勤務先や他機関にもらすことはありません。
 - ✓ 必要に応じて、無料の法律相談も可能です。
 - ✓ 些細なことでも相談をお受けします。まずはお電話を！
- ◆ ハラスメントに適切に対応することは、利用者に対する円滑で継続的なサービス提供にもつながります

<留意事項>

この相談窓口で受け付けるご相談は、在宅医療・介護現場における利用者やその家族等からの暴力・ハラスメントが対象です。対象に該当しない行為（上司や同僚からのハラスメント等）に関する相談や、相談対象ではない方からの相談などはお受けできませんので、「みんなの人権110番」（☎0570-003-110）など、別の相談窓口をご利用ください。

その他の福岡県の取組は、
福岡県庁ホームページに掲載しています。

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



令和8年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和8年4月1日～令和9年3月31日までに実施する以下の事業

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業

在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定※医療機関）、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている事業所を除く）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定※歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定※薬局）並びに栄養ケア・ステーション
※今後算定予定の場合も含む

訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法に基づく指定を受けている事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

◆申請受付期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月10日

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

要件等

- 福岡県が実施する在宅医療機関等及び訪問介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員に周知していること。

補助対象経費

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表右欄に掲げる補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分	補助限度額
安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費	13千円 (1事業所当たり)

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とは、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器等の購入経費等を指す。

※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは対象となりません。

対象機器の詳細などは、県が作成する「安全対策機器の使用に関するチラシ」やQ&Aをご確認下さい。

その他留意事項

予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行います。

担当課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

- 在宅医療機関等について 在宅医療係 電話：092-643-3275
メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp
- 訪問介護事業所等について 介護人材確保対策室 電話：092-643-3327
メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

事務手続きのイメージ

<p>手続きの流れ</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>① 補助金 交付申請</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>② 交付決定</p>  </div> </div>	
<p>対応者</p>	<p style="text-align: center;">事業者 県</p>	
<p>実施事項 必要書類 期間目安 など</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>福岡県が実施する研修の動画はオンデマンド配信中です。配信動画を活用し、管理者の方と従事者の方が一緒に受講していただくことで、修了証発行の要件を満たすことができます。研修の詳細は県ホームページをご確認ください。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（様式1） ・ 様式1-2 ・ 事業計画書（様式1-3） ・ 役員一覧（様式1-4） ・ 福岡県が実施する在宅医療・介護に関する暴力・ハラスメント対策 研修の受講修了証の写し ・ 補助対象経費の内訳や内容が明記されている書類の写し（業者等による見積書等） ・ 業者等による仕様書やパンフレット等の説明資料 ・ 支払い先口座の確認がとれる書類（口座の通帳表紙の裏表両面の写し） ・ 債権者登録申出書（県に口座登録をされたことがない場合のみ） ・ 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等の写し <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 60%;"> <p>「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入する前に準備、県に提出</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>申請採択の選定</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>交付決定</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: right;">交付決定通知書（様式2） を事業者へ送付</p> </div>	
<p>補足</p>	<p>必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。また、提出された書類は原則返却いたしません。</p> <p style="text-align: right;">交付申請の内容を審査し、適当と認められる際に交付決定の通知を行います。</p>	
<p>手続きの流れ</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>③ 実績報告</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>④ 補助金 の確定</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>⑤ 補助金交付</p>  </div> </div>	
<p>対応者</p>	<p style="text-align: center;">事業者 県 県</p>	
<p>実施事項 必要書類 期間目安 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書（様式5） ・ 様式5-2 ・ 対象経費の精算額内訳（様式5-3） ・ 支出したことが分かる書類 (領収書、インターネットバンキングの写し等で日付と金額の確認できる資料) ・ 契約（注文）した日付が分かる書類 (契約書、注文書、注文請書、注文受付の確認がとれるメールの写し等) ・ 導入した機器の写真等 (導入した全ての機器の写真が必要です。) <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 60%;"> <p>「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入した後に準備、県へ提出</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>実績報告提出後おおよそ1か月半後</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: right;">額の確定の通知を事業者へ送付 指定の口座に補助金を振込み</p> </div>	
<p>補足</p>	<p>事業者は、「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入した後、その日から起算して1月を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告を行う必要があります。</p>	

令和8年度

福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護等※が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、診療報酬の加算等が適用できない場合に、診療報酬の加算等相当額の一部を補助することにより、訪問者の安全確保及び訪問看護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

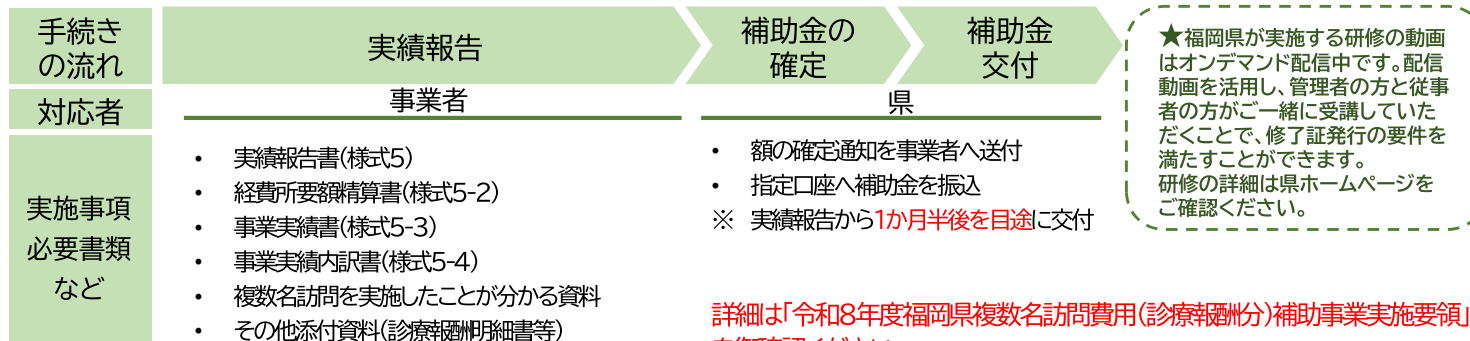
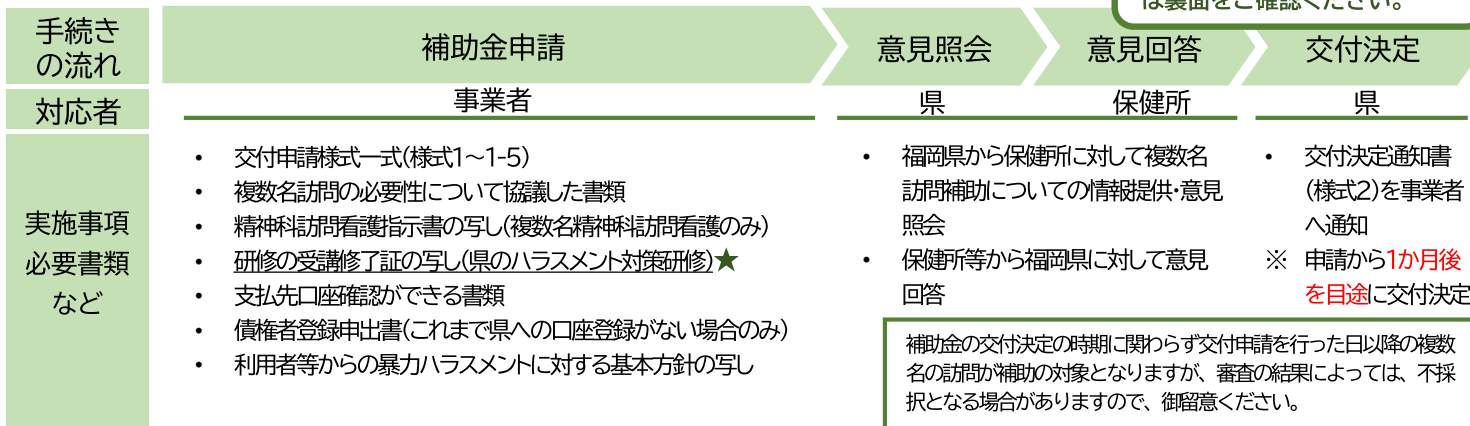
- ◆令和8年4月1日～令和9年3月31日までに実施する以下の事業
訪問看護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者等による暴力行為等から訪問者の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等を行う事業
- ◆サービスの種類 公的医療保険を利用する訪問看護、精神訪問看護、訪問歯科衛生指導又は複数名薬剤管理指導訪問料
- ◆申請受付期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月10日

要件等

- (1) 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等が必要であること。
- (2) 複数名の訪問者による訪問看護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、診療報酬の加算等が適用できないこと。
- (3) 福岡県が実施する在宅医療・介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメント研修を受講していること。
- (4) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

事務手続きのイメージ

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。



(1) 複数名訪問看護 ※ 複数名の訪問者の1人以上は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）であること。

1 同行する職種	2 補助基準額		3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	同一建物内1人又は2人	4,500円/回	2分の1	週1回まで
	同一建物内3人以上9人以下	4,000円/回		
	同一建物内10人以上19人以下	3,400円/回		
	同一建物内20人以上49人以下	3,000円/回		
	同一建物内50人以上	2,700円/回		
准看護師	同一建物内1人又は2人	3,800円/回		
	同一建物内3人以上9人以下	3,400円/回		
	同一建物内10人以上19人以下	2,800円/回		
	同一建物内20人以上49人以下	2,500円/回		
	同一建物内50人以上	2,200円/回		
看護補助者	同一建物内1人又は2人	3,000円/回	2分の1	週3回まで
	同一建物内3人以上9人以下	2,700円/回		
	同一建物内10人以上19人以下	2,100円/回		
	同一建物内20人以上49人以下	1,900円/回		
	同一建物内50人以上	1,600円/回		

※ 複数名の訪問者の1人以上は保健師又は看護師であること。
 ※ 精神科訪問看護指示書に基づく複数名訪問であること。
 ※ 30分/回以上の訪問であること。

(2) 複数名精神科訪問看護

1 同行する職種	2 補助基準額				3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
看護師、保健師、作業療法士	同一建物内1人又は2人	1日1回 4,500円	1日2回 9,000円	1日3回以上 14,500円	2分の1	原則 週3日まで
	同一建物内3人以上9人以下	1日1回 4,000円	1日2回 8,100円	1日3回以上 13,000円		
	同一建物内10人以上19人以下	1日1回 3,400円	1日2回 6,880円	1日3回以上 11,050円		
	同一建物内20人以上49人以下	1日1回 3,000円	1日2回 6,170円	1日3回以上 9,750円		
	同一建物内50人以上	1日1回 2,700円	1日2回 5,460円	1日3回以上 8,770円		
准看護師	同一建物内1人又は2人	1日1回 3,800円	1日2回 7,600円	1日3回以上 12,400円		
	同一建物内3人以上9人以下	1日1回 3,400円	1日2回 6,800円	1日3回以上 11,200円		
	同一建物内10人以上19人以下	1日1回 2,800円	1日2回 5,600円	1日3回以上 9,220円		
	同一建物内20人以上49人以下	1日1回 2,500円	1日2回 5,000円	1日3回以上 8,230円		
	同一建物内50人以上	1日1回 2,200円	1日2回 4,400円	1日3回以上 7,240円		
看護補助者、精神保健福祉士	同一建物内1人又は2人	3,000円/回			2分の1	週1日まで
	同一建物内3人以上9人以下	2,700円/回				
	同一建物内10人以上19人以下	2,100円/回				
	同一建物内20人以上49人以下	1,900円/回				
	同一建物内50人以上	1,600円/回				

(3) 複数名訪問歯科衛生指導

※ 20分/回以上の訪問であること。
 ※ 歯科訪問診療料を算定する日は補助対象外。

1 同行する職種	2 補助基準額	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師	1,500円/回	2分の1	原則 月4回まで

(4) 複数名訪問薬剤管理指導訪問料

※ 在宅患者緊急時共同指導料、在宅移行初期管理料又は訪問薬剤管理医師同時指導料に係る必要な指導等を同日に行う場合は補助対象外。

1 同行する職種	2 補助基準額	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
保険薬局又は在宅協力薬局に勤務する職員（薬剤師以外の者を含む）	3,000円/回	2分の1	—